

研究開発学校とは

教育課程の基準の改善に資する実証的資料を得るため、学習指導要領等現行の教育課程の基準によらない教育課程の編成実施を認め、**新しい教育課程、指導方法等について研究開発を行う**（昭和51年度から開始）。

- 市町村教育委員会等の**学校設置者からの申請に基づき文部科学大臣が指定**（4年 ※平成24年度指定校までは3年）。
- **各学校の創意工夫により研究開発課題を設定**。 ※平成31年度の研究開発学校数は計31件、80校

研究開発の推進イメージ例

<指定1年目>



研究開発学校は、文部科学省や教育研究開発企画評価会議協力者の指導助言を踏まえ、

- ①子供たちに育むべき資質・能力の明確化
- ②新設する教科等の教育課程上の位置付けや教育課程全体における新設する教科等と既存の教科等との関係性の明確化
- ③新設する教科等の目標、内容の明確化
- ④特別の教育課程を実施した成果を分析するための評価方法や評価指標の決定（併せて、成果検証の際に子供たちの変化を見るため、特別の教育課程を実施する前段階での子供たちの状況を把握）

等を行う。

<指定2～4年目> 指定1年目に、文部科学省や教育研究開発企画評価会議協力者の指導助言も踏まえて編成した特別の教育課程を実施し、教育課程や指導方法を改善するとともに、特別の教育課程の編成により、子供たちがどのように変化したかなど、成果の検証を行っていく。

学習指導要領の改訂をはじめ、今後の教育課程の改善に資するより質の高い研究開発を実施